

令和5年10月 1日

## 太田眼科 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 2023年 10月 1日～2027年 9月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行い、職場内に制度を浸透させる。

<対策>

- 2023年 11月 制度に関するパンフレットを職員に配布し、周知する。  
以後、出産・育児に関する制度について、必要に応じて情報提供する。

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 2024年 1月 相談窓口の設置について検討し、職員に周知する。
- 2025年 3月 利用状況を確認し、必要に応じて改善する。